

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(号外⑭)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成31年1月22日

見守り 新鮮情報



友達が**スマートフォン**を使っているのが便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、**使い方を**

教えてくれるというので**契約**することにした。すると、スマートフォンの他に

「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を

勧められ、よく分からないまま契約してしまった。

しかし、**スマートフォンもタブレットも使いこなせない**。(70歳代 男性)

スマートフォン買ったものの 使いこなせない…

ひとこと助言

よく確認しよう



- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第326号(2019年1月16日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)